

改正前	改正後
<p>判断基準</p> <p>審査会付議基準第3-1に基づき、法第34条第14号及び政令第36条第1項第3号ホの適正な判断を行うための基準を次のとおり定める。</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>(除外区域)</p> <p>第3 申請地には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園</p> <p>(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定されている近郊緑地保全区域</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(4) 地すべり等防止法(昭和32年法律第30号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第57号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は河川法(昭和39年法律第167号)により指定されている災害防止上保全すべき区域</p>	<p>判断基準</p> <p>審査会付議基準第3-1に基づき、法第34条第14号及び政令第36条第1項第3号ホの適正な判断を行うための基準を次のとおり定める。</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>(除外区域)</p> <p>第3 申請地には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定により指定されている災害危険区域</p> <p>(4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定されている地すべり防止区域</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定されている土砂災害特別警戒区域</p> <p>(6) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の規定により指定されている浸水被害防止区域</p> <p>(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年</p>

(5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定されている保安林

(6) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で保全を必要とする区域

(7) その他市長が必要と認める区域

法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により指定されている急傾斜地崩壊危険区域

(8) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定されている保安林

(9) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で保全を必要とする区域

(10) その他市長が必要と認める区域

新旧対照表

※ : 改正した部分

改正前	改正後
<p>提案基準 3 災害危険区域等に存する建築物の移転の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">(平成 13 年 4 月 9 日施行)</p> <p style="text-align: right;">最終改正 平成 27 年 9 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 災害危険区域等（水戸市又は水戸市に隣接する市町村の区域内に限る。）に存する建築物を移転する場合であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。</p> <p>(1) がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転である場合</p> <p>(2) 地すべり等防止法第 24 条第 1 項に規定する関連事業計画に基づく移転である場合</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項の勧告に基づく移転である場合</p> <p>(4) 土地区画整理事業の施行により移転対象となる建築物が施行区域内に残ることが不適當又は区域外に移転することがやむを得ないと認められる場合（申請地を当該事業の施行者が代替地として斡旋した場合に限る。）</p> <p>第 2～第 4 (略)</p>	<p>提案基準 3 土地区画整理事業の施行による建築物の移転の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">(平成 13 年 4 月 9 日施行)</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和 4 年 6 月 1 日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 1 土地区画整理事業の施行により、当該施行区域内の建築物を移転する場合であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。</p> <p>(1) 当該施行区域は、水戸市又は水戸市に隣接する市町村の区域内であること。</p> <p>(2) 当該施行区域内に残ることが不適當又は区域外に移転することがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>(3) 申請地は、当該事業の施行者が代替地として斡旋したものであること。</p> <p>第 2～第 4 (略)</p>